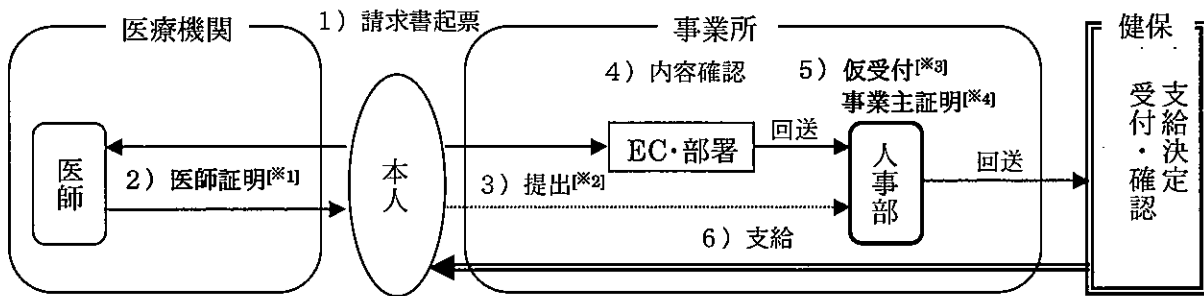


傷病手当金の請求手続きについて

【請求手続き手順】



- 1) 本人が傷病手当金請求書を起票する。
- 2) 本人は、1) を医師に提示し、医師による証明^{※1}を受ける。
- 3) 本人は、2) をEC・所属部署に提出^{※2}する。
- 4) EC・所属部署は、3) の内容を確認し、人事部に転送する。
- 5) 人事部は仮受付^{※3}を行い、休業および報酬支払いの有無に関する証明^{※4}を行った上で、健保へ傷病手当金の支給手続きを依頼する。
- 6) 健保は、傷病手当金請求書を受付た後、記載事項・証明事項を確認し、疑義がない場合支給が決定する。

- ※ 1：医師による証明は、労務不能であることを認める期間を証明するものであることから、原則として“診断書”を代用することは認められません。
- ※ 2：本人の事情等により、所属EC・部署への提出が困難な場合は、直接人事部に提出することを可とします。
- ※ 3：人事部にて仮受付した請求書の内容は、随時、健保組合と情報共有することとし、本人からの問合せ等の対応に備えることとします。
- ※ 4：事業主として証明する休業・報酬支払いの有無については、勤務報告及び給与確定した内容に基づき証明するため、以下のスケジュールでの対応となることを予めご了承下さい。

<事業主証明に要するスケジュール>

X-2月	X-1月	X月(申請)	X+1月
証明対象期間			第9営業日(給与確定)以降、随時証明
証明対象期間		第9営業日(給与確定)以降、随時証明	
証明対象期間		随時証明	

※全欠勤者については、第7営業日(勤報確定)以降、随時証明可能

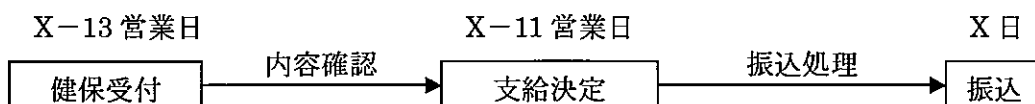
【請求書受付後の手当金支給スケジュール】

請求書の記載事項・証明事項に疑義がない場合、支給決定され、直近の健保支払日に振込。

健保支払日(X日)：原則毎月5日・20日(土・日・祝日の場合、前営業日)

※請求書内容等に疑義がある場合、支給決定できません。疑義を解消し、支給決定されてからの振込処理となりますので、疑義のある場合は振込みが遅れます。

● X日に振込の場合の例(内容に疑義のない場合)



以上